

東温市地域公共交通利便増進実施計画検討分科会設置規程（案）

令和 8 年 6 月 2 6 日制定

（趣旨）

第1条 この規程は、東温市地域公共交通活性化協議会規約（以下「規約」という。）第10条の規定に基づき、東温市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の分科会として設置する東温市地域公共交通利便増進実施計画検討分科会（以下「分科会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 分科会は、規約第3条第1号に掲げる地域公共交通利便増進実施計画の策定について、専門的な調査又は検討を行うものとする。

（組織）

第3条 分科会を構成する委員（以下「委員」という。）は、協議会の会長が指名する。

（分科会長）

第4条 分科会に分科会長を置く。

2 分科会長は、委員の互選により定める。

3 分科会長は、分科会を代表し、分科会を掌握する。

4 分科会長に事故があるとき又は分科会長が欠けたときは、あらかじめ分科会長が指定する者がその職務を代理する。

（会議）

第5条 分科会の会議（以下「会議」という。）は、分科会長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 分科会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

（協議結果の取扱い）

第6条 分科会において協議を行った事項については、協議会へ報告するものとする。

（庶務）

第7条 会議の庶務は、協議会事務局が行う。

（委任）

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、令和 8 年 6 月 2 6 日から施行する。

（有効期限）

2 この規程は、東温市地域公共交通利便増進実施計画の策定をもって、その効力を失う。